十五　赤潮対策に要する経費があること。

十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。

十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。

十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。

前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは「第三条第一項第三号イの表第四十八号」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　赤潮対策に要する経費があること。

十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

［新設］

［新設］

［新設］

前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十二号」とあるのは「第三条第一項第三号イの表第五十号」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額